

# 令和6年度 スマート農業関連支援事業

～ 要望調査を開始します ～

要望調査期間： 令和6年3月29日（金）まで

令和6年度東北町スマート農業関連支援事業は、担い手の高齢化が深刻化している農業において、労働時間削減や作業面積拡大を図るためにスマート農業関連の機械等の導入を支援する対策です。

※この要望調査は、令和6年度当初予算の編成に向けて実施するものであるため、当初予算の成立後、その内容に応じて、事業内容等が変更になる場合があります。



令和6年3月

東北町 農林水産課 問い合わせ先 ☎ 0176-56-4384

# 事業要件等

## 1 補助対象者

補助対象者は、原則、次の条件をすべて満たす者が対象となります。

- ① 東北町に住所を有していること
- ② 販売農家であること
- ③ 認定農業者、認定新規就農者、人・農地プランの中心経営体に位置付けられている者又は位置づけられることが確実と認められる者

## 2 対象事業内容等

補助対象となる事業内容は、補助対象者が耕作面積の拡大による地域の耕作放棄地拡大防止の取組及び労働時間削減の取組を行うために導入するスマート農業機械または農業用マルチローターの資格取得です。

※ 導入する機械等は、次に掲げる基準を満たす必要があります。

- ・ スマート農業機械は、自動操舵トラクタ、農業用マルチローターが対象
- ・ 機械導入の場合、事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。
- ・ 機械導入の場合、原則新品であること。
- ・ 資格取得の場合、1経営体当たりの最大の対象は2名までとする。

### 3 配分上限額等

本事業の補助率等は次のとおりです。

- ① 機械導入 : 補助率 1 / 2 以内 補助上限 200万円
- ② 資格取得 : 補助率 1 / 2 以内 補助上限 10万円 (1 経営体当たり最大 2 名まで)
- ①と②合わせて 1 経営体当たり 200万円が補助上限

### 4 成果目標

補助対象者は、導入した機械等を活用して目標年度（申請年度の翌々年度）までにどのように目標達成していくか、そのための取組をどのように実施するか等を明らかにする必要があります。

成果目標には規模拡大目標と労働時間削減目標の設定が必須となっており、それぞれポイント化されています。

予算範囲を超えた要望があった場合、そのポイントに応じて採択を行います。

また、規模拡大目標と労働時間削減目標の実績は農地台帳や作業日誌で確認するため目標年度まで毎年提出が必要です。

※ 成果目標の達成状況が低調な場合、成果目標の達成まで報告が必要になります。

### 5 申請書類

申請時に必要な書類は次のとおりです。

- ① 要望調査票
- ② 直近の確定申告書又は決算書
- ③ 導入希望機械等の見積もり
- ④ 導入希望機械等のカタログ
- ⑤ 営農面積が確認できる書類（農地台帳等）

### 6 その他注意事項

事業に採択された場合、令和 6 年度に新たに組織するスマート農業推進会議に参加を求める場合があります。